

安芸市水道料金改定及び審議会運営支援業務仕様書

第1条（目的）

本業務は、安芸市水道事業の健全な経営を確保するため、経営戦略に基づく財政計画の再確認を行い、適正な総括原価の試算及び料金体系の検討を行うとともに、水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）への専門的支援を行うことを目的とする。

第2条（委託期間）

契約締結日の翌日から令和10年3月20日までとする。

第3条（現状分析及び将来予測）

受託者は、経営戦略及び過去5年間の決算・関連資料を基に分析を行うこと。

1. 経営状況の分析（経営指標、料金収入、給水原価の分析等）
2. 将来の需要予測（人口推計に基づく需要見通し）
3. 施設整備・投資計画の反映（特に南海トラフ地震対策に係る強靱化事業費の計上と、投資財政計画への影響分析）

第4条（総括原価の算定及び料金体系の検討）

公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」に基づき、以下の検討を行うこと。

1. 将来の総括原価の試算
2. 適正な料金体系案の作成（複数ケースの比較及び財政収支への影響分析）
3. 料金改定後の料金収入シミュレーション

第5条（審議会運営支援・必須業務）

受託者は、審議会（全4回程度を想定）に対し、以下の支援を直接遂行すること。

1. 審議会配布資料の作成（専門知識を必要とする内容を、図解・グラフ等多用し、住民や委員が直感的に理解できるデザイン・構成とすること）
2. 会議への出席及び専門的知見に基づく質疑応答への対応
3. 答申案（素案）作成支援

第6条（配置技術者）

本業務遂行のため、以下の体制を確保すること。

1. 管理技術者：水道料金算定業務の豊富な実績を有する者。
2. 専門技術者：公認会計士、税理士または中小企業診断士等の資格を有し、公営企業会計に精通した者による監修体制。

第7条（成果品）

1. 業務完了報告書（1部）
2. 料金改定検討資料（一式）
3. 審議会用説明資料（一式）
4. 電子データ（Word, Excel, PowerPoint, PDF等 一式）

第8条（協議・報告）

業務の進捗については月1回以上の報告を行うこと。また、会議資料については開催の10営業日前までに市へドラフトを提出し、事前の確認を受けること。

第9条（補足事項）

本業務遂行において疑義が生じた場合、または資料の不足、前提条件の変更が必要となった場合は、直ちに市と協議し、書面により方針を確定させるものとする。